

令和6年12月25日  
デジタル庁

## 懲戒処分の公表について

デジタル庁は、下記のとおり懲戒処分を行ったので、「デジタル庁職員の懲戒処分に関する公表基準」に基づき、公表します。

### 記

#### 1 被処分者

ユニット所属 非常勤職員(30代 女性)

#### 2 処分の種類

懲戒処分(停職1月)

#### 3 処分発令日

令和6年12月25日

#### 4 処分の理由

国家公務員法違反

#### 5 事案の概要

令和4年7月頃から令和6年6月頃までの間、自宅で勤務したにもかかわらず、出勤したとの虚偽の申告をすることにより、通勤手当123万9,020円を不正に受給した。

また、令和4年及び令和6年に必要な届出を行わず無断で海外に渡航し、合計19日間、正当な理由無く勤務を欠いた。

#### 【連絡先】

デジタル庁 戦略・組織グループ

担当：石井参事官、伊勢谷参事官補佐、濱野参事官補佐

連絡先（代表）：03-4477-6775